

○厚生労働省令第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十八〇八十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>八十九〇百五十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百五十八〇百六十二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百六十三〇二百二十五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二十六 (略)</p> <p>二十七 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタ―ン―ニ―イル)―一―(シクロヘキシルメチル)―一―H―イン ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二十八 (略)</p> <p>二十九 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタ―ン―ニ―イル)―一―(四―フルオロベンジル)―一―H―イン ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十〇九十 (略)</p> <p>九十一 一―(四―シアノブチル)―N―(二―フェニルプロパ―ン―ニ―イル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>九十二〇百六十 (略)</p> <p>百六十一 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類</p> <p>百六十二〇百六十六 (略)</p> <p>百六十七 N―(四―フルオロフェニル)―N―「一―(二―フエネチル)―ピペリジン―四―イル」ブタナミド及びその塩類</p> <p>百六十八 N―(二―フルオロフェニル)―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)プロパンアミド及びその塩類</p> <p>百六十九〇二百三十一 (略)</p> <p>二百三十二 メチル〇二―「一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノ</p>

百二十六～二百五十二
(削る) (略)

二百五十三～二百七十二
(略)

アート及びその塩類
二百三十三～二百五十九 (略)

二百六十 ニーメトキシーN (ニーフエネチルピペリジンー四
イル)ーNーフェニルアセトアミド及びその塩類

二百六十一～二百八十 (略)

附 則

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。